

令和2年11月25日

愛知県津島市・福島県棚倉町の

歴史まちづくり計画の認定式の開催

歴史まちづくり法第5条に基づき、令和2年3月24日付で津島市、同年6月24日付で棚倉町の歴史まちづくり計画を主務大臣（文部科学大臣，農林水産大臣，国土交通大臣）が認定しました。

この度、延期しておりました認定式を開催する運びとなりました。（歴史まちづくり法および各市の詳細は別紙参照）

（国土交通省記者クラブ，農林水産省記者クラブ同時配布）

【認定式】

1. 日時 令和2年11月27日（金）14：00～
2. 場所 小林国土交通大臣政務官室
（千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館4階）
3. 取材 ・報道関係者に限り取材が可能です。希望される方は、令和2年11月26日（木）17時までに、下記国土交通省担当者までお申し込みください。
 - ・取材及びカメラ撮りについては、冒頭より認定証の手交までと、認定式終了後に各市長へのぶら下がり取材が可能です。
 - ・当日は、13：45までに4階エレベーターホールにお集まりください。
 - ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、取材は各社1名とし、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」等の感染症予防対策に御協力をお願いします。

国会審議等の状況により、開催時間が変更となる場合があります。

< 申込先 >

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 石川，中井
電話：03-5253-8111（内線 32983，32986） / 03-5253-8954（直通）
FAX：03-5253-1593

< 担 当 >

文化庁文化資源活用課

専 門 官 山 名 和 也 (内線 2869)

活用連携計画官 樋 口 和 宏 (内線 2738)

電話 : 03-5253-4111 (代表)

03-6734-2415 (直通)

1. 歴史まちづくりとは

全国各地には、城や神社仏閣とその周辺の町家や武家屋敷等から成る市街地と、祭礼行事、民俗芸能、昔ながらの生業等の人々の伝統的な営みや活動とが一体となって、地域の個性とも言える歴史的な情緒や風情を醸し出すまちが多くあります。

歴史まちづくり法では、これらを地域固有の資産として捉え、ハード・ソフト両面の取組により維持向上を図り、地域の活性化や歴史・伝統文化の保存・継承を支援しています。

【参考：全国に広がる歴史まちづくり計画】

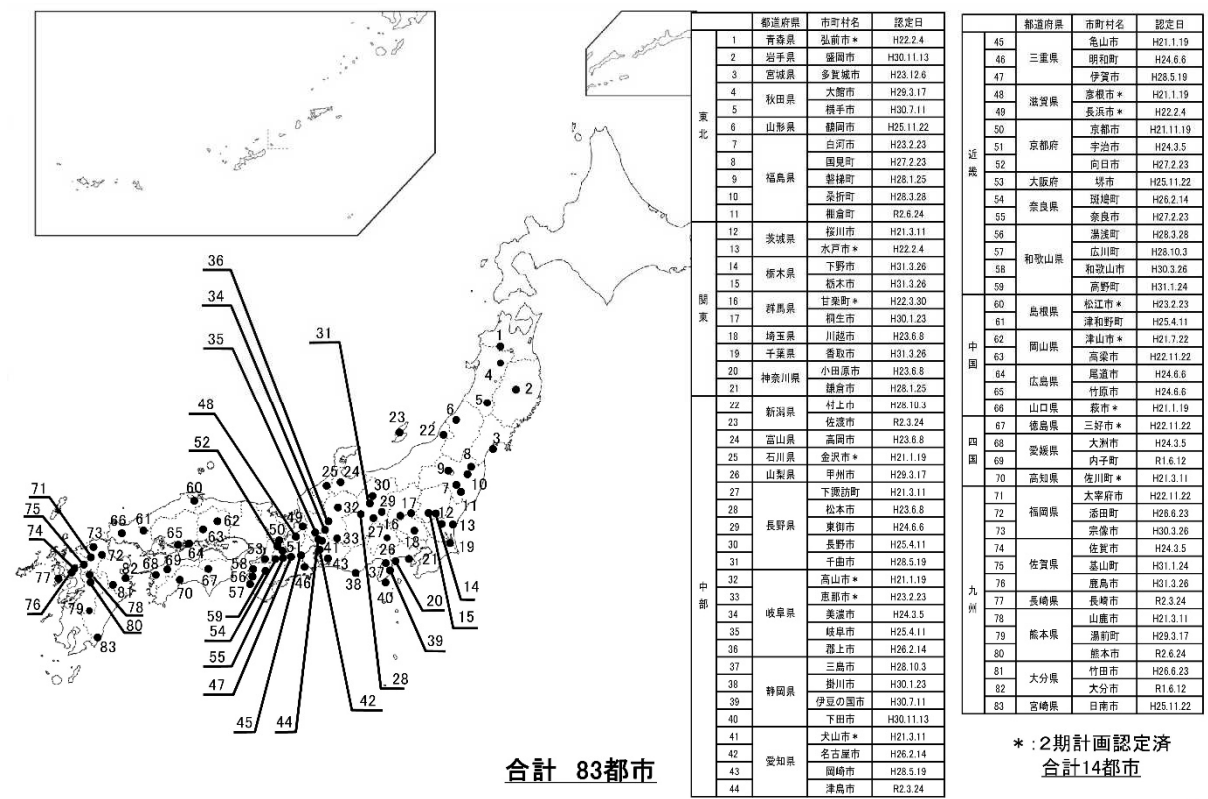


図 歴史まちづくり計画の認定状況

各都市の歴史まちづくり計画については、以下の国土交通省ホームページにて紹介しています。

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

2. 各都市の歴史まちづくり計画の概要

愛知県津島市（認定日 R2.3.24）

国指定の重要文化財「津島神社本殿・楼門」
及びその周辺地域と、600年近く続く尾張津島天
王祭、津島駅西地区の山車祭や石採祭及び
茶の湯文化が一体となって形成する、歴史的な
風情を有する良好な市街地の環境の維持向上を
図るため、津島駅西地区に所在する旧津島信用
金庫本店等の歴史的建造物の保存・活用事業や、山車等が巡行する道路の美装化、
地域の子供たちへの歴史・文化学習事業等を位置づけています。



【尾張津島天王祭（朝祭）】

福島県棚倉町（認定日 R2.6.24）

第2代棚倉藩主丹羽長重が築城した「棚倉城」の
城跡である国指定の史跡「棚倉城跡」、陸奥一宮で
ある「馬場都々古別神社」及びその周辺地域と、江
戸時代から続く「棚倉秋まつり」や馬場都々古別神
社に伝えられている神楽や例大祭等が一体となっ
て形成する、歴史的な風情を有する良好な市街地の
環境の維持向上を図るため、棚倉城跡周辺の道路整
備事業や馬場都々古別神社門前地区の道路の美装化等を行う環境整備事業、伝統文
化・技術を引き継ぐ職人及び担い手などの育成事業等を位置づけています。



【棚倉秋まつり】